平成２１年（フ）第４３０号
福井市足羽１丁目12番19号　マルエスアパートへ号
債務者　岡倉　仁一
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
福井市西開発１丁目2909番地、旧住所福井県吉田郡永平寺町松岡木ノ下２丁目513番地
債務者　大橋貴美江
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
岐阜市西川手３丁目20番地アーバン西川手305号室
債務者　渡辺　聖司
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４７３号
岐阜市西川手３丁目20番地アーバン西川手305号室
債務者　渡辺　昌代
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４７４号
岐阜市本荘2959番地
債務者　渡邉　勝義
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６２７号
岐阜県本巣郡北方町北方1817番地の１
債務者　篠原　政文
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６６３号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町８丁目19番地
債務者　池亀　　弥
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２５１号
三重県津市美里町南長野1007番地２、住民票上の住所三重県津市美里町南長野９番地
債務者　松本　清則
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０号
三重県名張市赤目町丈六528番地　福島荘Ａ104号、前住所三重県名張市つつじが丘南５番町167番地
債務者　南野　誠二
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１２１号
三重県伊賀市桐ケ丘８丁目55番地
債務者　永石　省三
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１２７号
三重県伊賀市緑ケ丘西町2598番地の６
債務者　稲垣　愛子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１２８号
三重県名張市梅が丘北３番町168番地
債務者　新添　千明
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第３２０号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目５番18号　メゾンＳ202
債務者　時松　久美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３８１号
兵庫県伊丹市東有岡３丁目59番地１　ヴィラ東伊丹502号
債務者　砂川喜代美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第８１０号
兵庫県西宮市弓場町９番12号
債務者　竜田　昌子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９６号
鳥取県西伯郡大山町大山22番地
債務者　遠藤　清人
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２０２号
鳥取県米子市勝田町277番地１コーポグリーンⅡ305号
債務者　森田　尚視
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部